

## 公務における運賃の減免について

## 【目 的】

コミュニティバスの更なるPR及び環境負荷軽減のため、職員が公務（子ども未来園、小中学校の行事等での引率含む）でコミュニティバスを利用する場合の運賃を減免する。

## 【方 法】

①関係課は地域安全課へ事前に減免申請書（様式は任意）を提出。

②地域安全課は減免と認めた案件につき乗車券等を配布。（職員、引率者等）

※ただし、通常運行内での利用となるので、一般利用者が乗車できるよう利用人数は配慮する。

<パターン1> 職員が公務でコミュニティバスを乗車する場合

- ・職員について、公務で乗車する場合は減免とする。
- ・催し利用の場合、参加者は有料とする。

※届出内容は、日時、目的地、目的、乗車人数、路線名、バス停名（乗降車）等を記載。

<パターン2> 子ども未来園が「園行事」として実施する場合

- ・保育士について、園行事に限り運賃を減免とする。
- ・園児については、小学生未満は無料となっている。

※届出内容は、日時、目的地、目的、乗車人数、路線名、バス停名（乗降車）等を記載。

<パターン3> 小中学校が「学校行事」として実施する場合

- ・引率者（教員）について、学校行事の場合は運賃を減免とする。
- ・児童・生徒については、バス乗車方法を学ぶため有料とする。
- ・登下校に利用する場合は、学校行事とみなさないのが有料とする。

※届出内容は、日時、目的地、目的、乗車人数、路線名、バス停名（乗降車）等を記載。

## 【運用開始】

平成30年4月2日（月）利用分から